

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に1名の方から傍聴したい旨の届け出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

## 開 会

委員長 ただいまから平成18年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

## 会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員にお願いいたします。

## 議案の提出

委員長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は報告議案1件、議案4件、その他の報告2件でございます。

## 報告第5号

委員長 初めに、報告第5号「臨時代理による処分の報告について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 報告第5号、松戸市立小学校教諭の懲戒処分について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により臨時代理による処分をしたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

臨時代理による処分内容ですが、7月12日、市内小学校男性教諭が地方公務員法第33条、これは信用失墜行為の禁止条項であります、これに違反したことに對しまして、県教委へ懲戒処分を求める内申を行いました。

なお、7月19日、県教委は当該教諭を懲戒免職処分としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 報告第5号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

何かご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 よろしいでしょうか。ここに書いてあるとおり、免職処分ということです。本報告について、ご承認をいただいたということで、よろしいですね。

教育長 7月の委員会の際に口頭でご報告申し上げたと思いますが、正式にこういう手続を経て懲戒免職処分となりました。教育公務員としてあるまじき不祥事でございまして、まことに申しわけなく思っております。二度とかかる不祥事が起きないように、万全を期して指導監督に専念したいと思っております。

早速、8月の終わりに再発防止対策も含めて、全教職員に向けて研修会を開催したいというふうに思っております。午前、午後に分けて、およそ1,800名ぐらいの教職員に研修会を実施したいと思っております。さらに、継続的な不祥事防止対策も講じる必要があるんじゃないかというふうに考えておりました。現在検討中でございます。対策委員会、検討会、部会、そういったたぐいの組織をつくって、定期的に注意を喚起したり、あるいは一定の情報交換、報告会なども開く必要があるんじゃないかなど。具体的にはまだ詰めておりませんが、2学期あたりからできればそういうこともスタートさせたい。いろいろご意見がございましたら、どうぞ事務局の方にお寄せいただければありがたいと思っております。

委員長 新聞報道では千葉市の件もありました。他市のことについてはここでは余り言葉は広げませんが、松戸市としては今後このような不祥事のないように、ぜひ皆さんの意見を集めて、いい形での対応策を考えてほしいと思っております。

ただいま教育長からの補足意見がありました。この件も、これでご承認いただいたものと認めさせていただきたいと思っております。

#### 議案第47号

委員長 次に、議案第47号「平成18年度9月教育費補正予算について」を議題とします。

ご説明願います。

企画管理室長 企画管理室でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号「平成18年度9月教育費補正予算について」ご説明申し上げます。

まず、資料 2 ページをご覧くださいと思います。「平成18年度 9 月補正予算 教育費集計表（歳出）」をご覧ください。

まず、教育総務費につきましては、教育研究指導費として、教育相談事業の子どもと親のサポート業務の補正額70万円と、適応指導教室運営業務の補正額96万円の 2 点がございます。

子どもと親のサポート業務は、公立小学校に子どもと親の相談員を配置し、不登校などの未然防止や早期発見、早期対応及び学校運営の課題や児童虐待への対応等に関する調査研究について、千葉県教育委員会より委託されたものでございます。

適応指導教室運営業務は、適応指導教室等を中心とした不登校対策に関する学校、家庭、関係機関が緊密に連絡したスクーリングサポートネットワーク、S S N と称しておりますけれども、この整備事業について千葉県教育委員会より委託されたものでございます。

これら事業費166万円の財源は、すべて 3 ページに記載しておりますけれども、県からの委託費となっております。

次に、小学校費につきましては、学校管理費として、小学校施設維持管理事業の小学校アスベスト対策事業でありまして、対象は、松ヶ丘小学校校舎に飛散性アスベスト吹きつけ材、含有が重量比で 1 % を超えるものがございまして、この安全対策として囲い込み工事を行うものでございます。補正額は2,145万円で、財源は、3 ページにお示ししたとおり、国庫補助金が498万4,000円、地方債が1,560万円、一般財源が86万6,000円でございます。

次に、中学校費につきましては、学校管理費として中学校施設維持管理事業の中学校アスベスト対策事業、教育振興費として中学校教材等整備事業の一般教材購入費、学校建設費といたしまして中学校適正規模・適正配置に伴う施設整備事業の 3 点でございます。

中学校アスベスト対策事業は、小学校のアスベスト対策事業と同様でございまして、対象は古ヶ崎中、新松戸南中、旭町中でございます。補正額は9,996万円で、その財源は、3 ページにお示ししたとおり、地方債が9,480万円、一般財源が516万円になっております。以下、財源につきましては 3 ページをご覧くださいと思います。

一般教材備品購入費は、松戸東ロータリークラブより吹奏楽振興のために中学校への指定寄附をいただいたものでございまして、コンサートバスドラムとハーモニーディレクターのそれぞれ 1 台ずつを購入するものでございます。

中学校適正規模・適正配置に伴う施設整備事業は、中学校の適正規模・適正配置により統合される新たな小金中学校において、教育の将来を見据えた先進的で次代の要請にこたえる学校づくりと、今日的な教育課題に対応した教育実践を行うパイロットスクールとして、平

成21年4月の開校を目指すための実施設計委託料でございます。補正額は4,179万円で、財源はすべて一般財源でございます。

次に、社会教育費につきましては、社会教育施設費として、戸定歴史館管理運営事業の施設維持管理業務及び教育普及活動業務の2点でございます。

ご承知のとおり、戸定邸が国の重要文化財に指定されました。そのことによりまして各種PR、看板関係の修正、建物の維持管理を図り、重要文化財としてふさわしい環境を整え、あわせて戸定邸の建物表示の変更登記を実施するものでございます。また、記念行事として、ボランティアの協力をいただきまして、文化財に親しめる催しを実施いたします。補正額は418万5,000円で、財源はすべて一般財源でございます。

次に、保健体育費につきましては、体育施設費として、松戸運動公園管理運営事業の松戸運動公園アスベスト対策事業及びその他体育施設管理運営事業の2点でございます。

松戸運動公園アスベスト対策事業は、松戸運動公園体育館内トレーニングルーム天井全面212平方メートル及び弓道場天井一部5平方メートルのアスベスト除去工事等を行います。補正額は1,415万4,000円でございます。

その他体育施設管理運営事業は、松戸市金ヶ作小作台221番1の金ヶ作県営住宅建設予定地1万6,161平方メートルに（仮称）金ヶ作暫定スポーツ広場の整備をすることにより、市民のスポーツ活動を支援し、市民の健康増進とスポーツ振興に供するものでございます。整備の内容は、水道引き込み工事及び簡易トイレの設置等でございます。補正額は639万8,000円でございます。

松戸運動公園管理運営事業及びその他体育施設管理運営事業を合わせて、補正額2,055万2,000円となります。財源は、国庫補助金が366万8,000円、地方債が9,900万円、一般財源が698万4,000円でございます。

続きまして、資料1ページ、「平成18年度9月補正予算 教育費集計表（歳入）」をご覧くださいと思います。

歳入につきましては、歳出説明の中で財源内訳という形で申し上げましたので、この内容につきましては割愛させていただきたいと思います。

なお、このご質問につきましては担当課から説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

委員長 議案第47号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑、討論に入りたいと思います。

書類の見方としては、1、2、3ページを一緒にご覧になって、その細目は4ページ以下になる、というように見ていくとわかりやすいかと思います。内容では、特にアスベスト対策に大きな金額が組まれているようです。

私から1つ質問ですが、資料でいいますと13ページの戸定歴史館の件です。補正として418万5,000円を一般財源から組みたいというふうに提案されています。この理由は、戸定邸が国の重要文化財に指定されたことに伴う諸費用という説明でした。つまり、国の重要文化財に指定されるとこれだけやるのがたくさん出てくる。これは松戸市のPRになるんでしょうが、何か国からの補助というようなものはあるんですか。

戸定歴史館主幹 国からの補助につきましては、小規模な工事については国からの補助金はないということです。大規模な工事ですと最高2分の1、国から補助金が出るというふうに聞いております。

委員長 わかりました。

教育長 特に今すぐ手をかけなきゃいけないというほどのことではないですけども、重要文化財の指定を受けたことを契機に、来館者のためにさらに快適な時間を過ごしてもらおうということで、このような修繕修理をさせていただきたいということでございます。

改修工事ではないんですけども、最近で最も大きな改築工事というのは、何年でしたか、使者の間・従者の間という、当初の設計図にはあったんですけども、現実にそこに建物がなかったということで、恐らく戦争中に焼失したかどうかしてしまったんじゃないかというふうに伝え聞いておったんですけども、今から10年ぐらい前に、印西の山の中に民家として使用されていた建物を解体撤去・新築しようとしたところが、見てもらった大工さんが幸運にも昔の建築に精通している方で、この建物は古いけれども、ただのつくりではないと、何か由緒があるんじゃないかということで、回り回って松戸市の方に問い合わせがあったときに、もしかするとそれは戸定邸の一部、使者の間・従者の間ではないかということで、早速見たところ、それは間違いないと。解体して復元工事をして、今、玄関の向かって左わきにある従者の間で、あのときにたしか1億円ぐらい使ったんでしょうか、たった8畳2間に廊下という程度なんですけれども。

委員長 それは全部市の負担ということですか。

教育長 そのときには国庫補助金がついたというふうに記憶しています。

委員長 そうですか。ありがとうございました。

特にそのほかにございませぬようでしたら、これで質疑、討論は終了とさせていただきます。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第47号については原案どおり決定いたしました。

#### 議案第48号

委員長 次に、議案第48号「松戸市立古ヶ崎小学校に係る学区の変更について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第48号「松戸市立古ヶ崎小学校に係る学区の変更について」

松戸市立古ヶ崎小学校の学区の一部を中部小学校及び北部小学校の学区に変更することについて、学区審議会に諮問しましたところ、答申がありましたので、答申のとおり決定するために提案するものでございます。これは、学区変更の最終決定権限は教育委員会にあるということで、この場で決定をいただく必要があるというものでございます。

それでは、答申書について説明いたします。1ページをあげてください。

中段、1、本審議会の結論。(1)松戸市立古ヶ崎小学校に係る学区の変更について。

松戸市立古ヶ崎小学校の学区のうち、旧古ヶ崎南小学校に係る学区の部分を旧古ヶ崎南小学校開校前の松戸市立中部小学校、松戸市立北部小学校及び松戸市立古ヶ崎小学校に係る学区に分割し、分割後の学区をそれぞれ当該小学校の学区とする。

(2)変更時期について。学区の変更は、平成19年4月1日からとする。

こういう結論をいただきました。

6ページの次に資料としまして学区地図がありますので、そちらで説明したいと思います。

水色に塗られているところが旧古ヶ崎南小の学区であったところですが、今答申によりまして、ここの学区を古ヶ崎小の学区、北部小の学区、中部小の学区に分割するというものでございますが、これは古ヶ崎南小学校ができる以前の学区に戻すというものでございます。これにつきましては、教育委員会事務局の方が考えておりました学区再編の方法が全面的にこのような形で答申に生かされるということになっております。

また、答申書を前に戻っていただきたいと思います。

2、審議内容、この審議内容ですが、(1) 諮問に至る経過について、次のページ、(2) 付帯意見における1、2年間の状況に係る教育委員会の調査の結果について、これにつきましては、学区審議会に諮問することを諮りました5月の教育委員会会議で資料をもとに説明したところでありますので、重複した説明は省かせていただきたいと思いますが、要約しますと、教育委員会が1、2年の状況を調べたところ、旧の学区の子供は、やはり旧の学校にほとんどの子供が入学、移籍しているという、そういう調査結果が得られたという、同じ内容を載せてあるものでございます。

それでは、3ページの下、(3) 学区の再編による通学路について、ここのところはちょっと読み上げてみたいと思います。

「通学路の距離については、平成18年6月22日に開催した学区審議会において、教育委員会が明らかにしたところである。これは、学区の再編が行われた場合、その再編地域において、学校を中心に一番遠い距離をいずれも直線距離で計測したものである。

中部小学校の場合は、1.22キロメートルとなる。

北部小学校の場合は、1.05キロメートルとなる。

古ヶ崎小学校の場合は、0.97キロメートルとなる。

以上の結果となったところであるが、松戸市の場合、通学距離に関しては、小学校で約1キロメートル、中学校で約2キロメートルという目安となっている。

これを基に、先ほどの3校の計測結果を当てはめると、目安の約1キロメートルを超える小学校もあるものの通学距離については、児童に過重な負担を掛け、通学に支障を来すとは考えられないと思われる。

ただし、旧中部小学校学区内に居住している児童が北部小学校へ通学する場合には、古ヶ崎五叉路の交差点及び流山街道を横断しなければならないが、教育委員会にあっては、通学路上の安全等に十分留意する必要があることを認識していると判断できる。

また、教育委員会によれば、学校の安全安心の確保は今日的な重要課題であり、通学の安全に関しては、距離だけの問題でなく、学校が中心となりPTA、保護者会、地域住民等で組織するスクールガードという制度を創設し、登下校時における不審者対策等を実施しているということである。この制度は、中部小学校、北部小学校及び古ヶ崎小学校においても、本年4月から運営されているという。

そのPTAの関係者から早急に学区を見直してほしいという要望も出されているとのこと

である。さらに、学区の見守りパトロールは、旧古ヶ崎小学校及び旧古ヶ崎南小学校の両学区を行わなければならない、相当な負担となっているという実情があるという。」。

この学区を再編しても、目安となる1キロメートル前後の通学直線距離になるということで、通学の距離上そう問題になるというふうには、学区審議会としても認識はしていないと。通学距離だけでなく、通学路上の安全についても各学校で工夫して取り組んでいるという、そういうことであるというふうな内容が記されているものでございます。

それでは、(4)教育活動上の施設面について、次のページの(5)中学校の学区との関係について、これにつきましても前回の教育委員会会議で説明しましたが、学区を再編しても周辺3校の教室など施設面の問題は発生しないということ。また、中学校の学区は変更にはなりませんので、中学校への進学に影響は与えないというような内容のことでございます。

3、本審議会に係る経過について、これについてちょっと説明したいと思います。

その表にありますように、6月22日、第1回学区審議会で諮問書について審議いたしました。そこで、審議会の方から、事務局、つまり教育委員会に対しまして、答申案を作成するように指示がございました。7月7日、この日には市政協力委員、校長及びPTA役員を対象として、また7月15日には周辺住民を対象とした説明会を開催いたしました。両説明会とも教育委員会の説明に納得いただきまして、理解を得ることができたと考えております。反対意見等は両説明会とも出てきませんでした。また、私どもの説明に対して拍手でこたえてくれる方も、住民の方にはおられました。

そして、7月28日、第2回学区審議会、この審議会におきまして、事務局が作成しました答申案が全会一致で承認されております。

最後に、4、審議結果、これについて読み上げて説明にかえたいと思います。

「本審議会の審議内容は、上記2に記載のとおりであって、教育委員会は、平成17年度及び平成18年度の2年間における新1年生の入学状況、在校生の移籍状況、教育活動上における施設面及び登下校における安全対策等様々な視点から調査分析を行い、学区再編の必要性を十分検証している。

このことから、本審議会においても、諮問書のとおり旧古ヶ崎南小学校に係る学区の再編を行うべきであると考えます。

そもそも、義務教育の目的は、一人一人の国民の人格形成と、国家・社会の形成者の育成の二点に集約することができ、この両者の調和のとれた教育を実現することが必要であるといわれている。この目的達成のため、松戸市では、様々な施策を計画し、実行している。学

区の再編についてもそのひとつの方策と考えることもできる。また、松戸市においては、地域とともにある学校づくりを学校教育の課題の一つとしているところである。

このような観点からも、旧古ヶ崎南小学校が開校する前の学区に戻すことが地域住民、在籍児童あるいは就学予定者にとっても合理的であり、かつ、必要であると判断する。

よって、「1 本審議会の結論」に記載のとおり答申する。」。

このような答申を前回の審議会で全会一致で、我々の答申案が答申という正式な形で承認されているということでございますので、どうかよろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 議案第48号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ただいまのご説明にもありましたように、5月の本委員会で諮問をすることに関してご意見を伺いました。それについての答申です。私共もこの件は十分承知しておりますし学区審議会の結論は、そこで議論してきたような結果であろうかと思いますが、いかがでしょうか。

根守委員 この地図を見ますと、古ヶ崎小、中部小、北部小と分けてありますけれども、もとの学区ですよ、いずれも。

学務課長 そうです。

根守委員 もとに戻ったというようなことで、親としても子供としても、恐らく喜んでいらっしゃるんじゃないかなと思いますけれども、今の説明でわかりました。

一応このことについては安定してきたと。新しく入る1年生の人数を考えても安定してきたというようなことですね。

学務課長 はい。

根守委員 これは学区に行っているいろいろ説明をしたり、納得のいく説明をなさったからスムーズにいったんじゃないかなというような感じもいたします。何よりも地域、そして子供たち、そこに住む人たちとの会話、交流ですか納得できる説明、こういうようなことはすべてにおいて必要ではないかなと。微に入り細にわたって段階を踏んだ審議会に向けて変更のことについてもやってくださったなと思っております。何もなくてみんな喜んでいるというようなことを聞いて、ほっとしているところです。1人でも2人でも何か文句を言う人がいればまともじゃなかったこと、みんな拍手をしてくれたということで、なかなかすばらしい説明ではなかったかなと思います。

学務課長 では補足でよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

学務課長 きょうこの会議で最終的に決定ということになりましたら、早速、この3校の保護者全員、校長初め職員にも、こういうふうに学区が変更になるんだということをわかりやすく説明していこうかなど。学校を通して文書等、お手紙等になるかと思いますが、そういうことを考えているということが1点。

それと、来年度の新入生はこの新しい学区ということで、入学通知等を発送しなければなりませんので、ことしの就学時健診の通知等も含めて新しい学区でスムーズに進むように、事務の方を進めていこうかなというふうに考えているところです。

委員長 そうですね。それでよろしいかと思えます。

せっかく整然としたご報告をいただきましたので、1つぐらい質問をさせてください。4ページの真ん中ほどにスクールガードというのがありますが、これは何ですか。

保健体育課長 各学校に学校安全ボランティアという形で、大体保護者の方が中心になるかと思えますけれども、子供たちの安全を守るためにということで、学校安全ボランティアという形で、その名称がスクールガードという言い方をしているんですけれども、大人の目で子供たちを守っていきましようということで、学校ごとに人数が違うんですけれども、登録していただいて、各学校ごとに組織をつくりまして、当番制でやっているところもあると思えますけれども、それぞれ月曜日はAさんならAさんたちのグループが担当というような形で、今は子供たちの登下校が中心になっているかと思えますけれども、その見守り、安全に対する子供たちへの声かけ指導というような形で、それぞれ学校の実情、地域の実情に応じて活動していただいています。小学校が中心です。

そういうことで、スクールガードということで、松戸市におきましても、それぞれの学校がそれぞれ組織してスタートしているということでございます。

以上です。

委員長 そうすると、それは地域住民の方のボランティアによって行われるのであって、保護者会とは別だということですね。

保健体育課長 そうですね。保護者会というか、PTA組織ももちろんその中に入っている場合もあるでしょうけれども、基本的にPTAの組織が入るとかじゃなくて、ボランティアという独立した形の組織を学校でつくっているということですので、もちろん地域の住民が参加している学校もあります。ですから、子供たちの安全を守るというようなことでご賛同い

ただいた方がスクールガードという形で活動していただいているというところでございます。

委員長 ありがとうございます。

瀧田委員 2年間の実績でこのように再編成、もとの学区に戻したということで、よく検討した結果ですし、それから、住民への説明でも何の問題もなかったというので、私もそれでいいのではないかと考えております。

新1年生に関しては全く問題ないと思いますが、この前の学区から今度の学区に戻したときの移籍というのは、上級生は全く考えられないでしょうか、その辺を伺いたいのですが。

学務課長 ご説明いたします。

今、瀧田委員さんからのご質問、まさしく住民説明会の質問の中にもそれと同じような質問がございました。というのは、この学区地図を見ていただければわかりやすいかなと思うんですが、今現在も小学校に上がっている上のお子さんという方からの質問で、真ん中の旧北部小学校区の地域に住んでいる方なんですが、古ヶ崎南が廃校になって、ここが古ヶ崎小学校の学区に全部なったということで、上の子は今、古ヶ崎小に通学させていると。でも、今度下の子が来年、再来年入学するときには、近くの、本来の学区である北部小に入れたいと。そういうようなときに、兄弟は同じ学校に入れたいので、上の子の移籍というのはできるんでしょうかというふうなご質問がございました。

それで、こちらとしましては、今いる在校生が学区の学校に戻るという移籍は、当然認めていく形で進めていこうというふうに考えております。特別な手続をとらずに、学校の方で通知等を出して、それにこたえるような形で調査しまして、それをもって変更というふうなことで、役所に来て移籍の手続等、そういうことを経ないで、希望に沿うような形で移籍を認めていこうというふうに、そういう手続をしていこうというふうに考えております。

瀧田委員 わかりました。

教育長 従来、学区の変更というのはタブーであると言われるぐらい、物すごい問題が惹き起こされてきたわけですが、それがゆえに、今回学区の再編の問題についても、とりあえず1、2年、選択動向を見きわめてからということで提案させていただきました。今回は全くスムーズに、また、くしくも旧学区にそれぞれ選択なさったということもありまして、ちょうどもとのさやにおさまったということもありましたので、理解と協力を得られたのかなというふうに思っておりますが、100%が旧学区に戻ったわけではございません。やっぱりいろいろな事情で、そうでない学校を選択された方もいるわけですが、旧学区というおさまりどころにおさまってきたというのと、いざというときには選択という権利を留保してあり

ますよ、担保されていますよということが、非常に安心感を呼んだのではないかなというふうに思っております。

ところで、参考までに事務局に聞きたいんですけども、小学校はおおむね1キロ、中学校はおおむね2キロという目安は何を根拠に規定しているのでしょうか。たしか古い、これも余り根拠があるかどうか知らないけれども、文部科学省あたりの見解ですと、小学校4キロ以内、中学校はおおむね6キロ以内というのが、適正な通学距離であろうというふうに言われてきたんですが。

学務課長 全国的な基準としては、今、教育長がおっしゃられましたように、小学校4キロ、中学校6キロという距離の目安というのはあるんですが、松戸市の場合はこういう状況から、4キロ、6キロと言いましたら途方もない広さになります。そこで松戸市は、私の記憶ですと、市の適正規模・適正配置の検討委員会というふうなものが以前教育委員会内に置かれていたと思いますが、その中で検討していただいた目安というのが、小学校1キロ、中学校2キロというふうなものではないかと思います。

教育長 あるべき通学距離という視点なのか、あるいは結果論として、人口密度が極めて高い松戸市の中であって小・中学校の建設ラッシュが続いた、その結果としておおむね1キロ前後、2キロ前後に学校があったという平均値をとったという結果を言っているのかしら。1キロ前後であるべきとか、そういう理論的検証というのはあるのか。今聞いて、適正規模・適正配置検討委員会も8年ぐらい前にやられたところからの文言をとっておられるということで、そういう理論的、学術的な研究の成果ではないんですね。

学務課長 平成12年2月、ですから今から6年ほど前に、「松戸市立小・中学校適正規模及び適正配置の基本的な考え方について」という報告がなされておまして、今、教育長の理論的の云々と言われますと中身まではわからないんですが、その中で1キロ、2キロというのが出ております。

そして、国の方は、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令の中に適正な学校規模の条件というのがございまして、小学校で4キロ、中学校でおおむね6キロ以内というふうな通学距離が示されております。松戸市の1キロと2キロというのは、今、教育長が言いましたように、面積における人口の集中度とか、それ以前にあった各学校の配置等、そういうようなところを総合的に勘案して、1キロ、2キロというのが大まかな目安としては適当ではないかという、さまざまな条件からそういう数字を出してきたのではないかというふうに思います。

詳しい理論的なところは、中身は今ここにありませんのでわかりません。

教育長 最低何キロメートルで最長何キロメートルか、小・中学校の最短と最長はわかりますか。わからなければいいです。

委員長 たしかアクションプランの中に、ただいま説明いただいたような文言があったと私も記憶しております。ですから、今回の統廃合についても、ある程度それを考慮した上での結論であったと思われますので、そう無理のない数字であろうと思います。きょういただいた結論が住民の皆さんの賛同を得たということは、やはりそういう意味での皆さんのお考えが大体一致したということかなと思われます。

いかがでしょうか。そういうことで、議案第48号についての質疑、討論は終結してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第48号を採決いたします。

議案第48号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第48号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第49号

委員長 次に、議案第49号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 ただいま学区の変更を承認いただきました。この議案第49号は、それに伴いまして事務的に進めなくてはならないということで、通学区域に関する規程を改正することによって正式に学区が変更されると、簡単に言いますとそういうものでございます。

通学区域の規程というものの、これは新旧対照表がありますので、そちらで説明したいと思っております。参考資料というもので、現行、改正案というふうに分かれている表があるかと思っておりますが、通学区域に関する規程の中に別表第1というのがございまして、このように、松戸市内の全学校について、各学校ごとに通学区域が地番で表示されているものでございます。こういうふうに表示されておりますので、今回ご承認いただきました学区変更に伴いまして、

中部小学校、北部小学校、古ヶ崎小学校の通学区域の地番表示を改正していく必要があるというものでございます。

簡単に言いますと、中部小学校の場合は、そこにありますように改正後は地番がふえていく。次のページにあります。北部小学校も地番がふえていく形になって、古ヶ崎小学校は逆に、中部と北部に分かれますので地番が若干少なくなって削減されていると、そういうような表に改正するというものでございます。

以上です。

委員長 議案第49号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

まさに今説明していただいたように、4ページ目の古ヶ崎小学校の空白になった部分が北部小と中部小の方に分散して書かれるということですね。

学務課長 そうですね。

委員長 これは形式的な内容ですから、よろしいかと思えます。

それでは、これで質疑及び討論を打ち切りまして、議案第49号を採決いたします。

議案第49号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第49号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第50号

委員長 次に、議案第50号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

保健体育課長 それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。

議案第50号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める提案をするよう市長に申し入れるものとする。

平成18年8月10日提出ということで、表題が長いのであれなんですけれども、提案理由といたしましては、そこに書いてあるとおりなんですけれども、地方公務員災害補償法というのがありまして、その災害補償法による災害補償との均衡を図った公立学校の学校医等の公務災害補償の基準を定める政令の改正がありまして、別プリントで官報がお手元にあると思うんですけれども、官報の1ページ目になりますが、一番上の段の目次、政令の5番目です。公立学校の学校医云々と書いてありますけれども、その一部を改正する政令287ということなんです。

それをもう1枚めくっていただきまして、裏になります。困ってありまして、「本号で公布された法令のあらまし」の1段目の一番左、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」ということで、政令第287号、文部科学省。1番として、非常勤の学校医、学校歯科医等の障害補償等に係る手指及び眼の障害の等級の改定を行うこととしたということで、これが、後ほど出てきますが別表第3関係。2番目としましては、別表第2及び別表第3についての用語の整理を行ったというようなことがあります。

そのほかもう一つあるんですけれども、国の法に基づきまして、これに準じまして、またもとに戻りますが、同様の趣旨に基づき松戸市の文言の改定等を行うと。準じている部分について行うということでございます。

それからもう一つは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の制定に伴う規定の整備ということで、簡単に言えば、今まで「監獄」というふうに表示されていたのが「刑事施設」という表示に改められたということですので、その部分のみを直すということでございます。

もう少し詳しくご説明いたします。めくっていただいて1ページになります。今のことと重複する部分も出てくるんですけれども、1ページ目に表題がありまして、その4行目、第7条第1号中の、先ほど言いましたが、「監獄」を「刑事施設」に改めると。

これは、5ページをお開きください。行ったり来たり申しわけないんですけれども、5ページ以降に現行と改正案と2つ並んでいまして、今の第7条というのがそこに出てきますが、右側が改正案ですけれども、第7条の下の(1)、現行は「監獄」ですが、改正案として「刑事施設」ということです。それが1つです。

それから、申しわけないですが、また1ページ目の、その次、別表第2というのがあります。これは今の5ページの下、別表第2になります。これは用語の整理になります。これは

次の6ページからの別表第3も同じなんですけれども、そこに書いてあるのを見ますと、別表第2でいきますと、現行ですと「上肢」の「肢」のところにルビが振ってあるんですけれども、改正案は振っていないという、要するに国の政令に準じてやりますとそうなります。

それから、別表第3の方に目を向けますと、別表第3の第1級の、現行ですと「2 そしゃく」なんですけれども、改正案は「咀嚼」と書いて、その上にルビを振るという形で、そういうのがいっぱい出ておりまして、要するに用語の整理をしていくというものが1つでございます。

次に、同じく別表第3になりますけれども、9ページの左側、現行の方では13級の第5に「1手の小指を失ったもの」というのがありますが、それが改正案では12級の9番の方に移行してあります。それから、改正案の方ですけれども、10級の2に「正面視で複視を残すもの」、正面を見た状況で、複視というのは二重に見えるということだそうなんですけれども、それが新たに加わったというようなことで、加わった分が幾つかありますので、先ほど言いましたが、国に準じまして、こらちの条例も改正を行うということでございます。

なかなか難しくてうまく説明できなくて申しわけないんですけれども、以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 議案第50号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

八田先生、いかがでしょうか。

八田委員 公務災害補償のことがきっちとあったということは初めて見せてもらいましたけれども、僕ら医師会の際の公務補償というのは、交通事故等の補償の問題程度で、公務災害のことでこんなにきちとしてあり、細かくしていることには認識を改めました。

委員長 特に内容的に問題となるようなことはございませんか。

読み方がわからない単語が結構ありますが。これは医学的な用語でしょうか、それとも保険法的な呼び方なんでしょうか。例えば、1手の小指というのは、両方の小指ではなくて、一方の手の小指を失った場合とか、そういうふうになるんでしょうけれども、8ページ目の11級のところにある「1手の示指、中指又は環指」、これは何指と呼んだらいいんですか。

保健体育課長 漢和辞典で調べたんですけれども、「かんし」ではないかと思います。昔の薬指のことです。あと、その前の「示指」は人さし指ですが、「じし」というふうに出ておりましたけれども、ちょっと難しくてあれなんですけど……。

根守委員 分厚い「災害補償の手引」というのがあります。それに出ていていると思います。

委員長 読み方はともかく内容としては政令の改正に伴うもの、それに準じた条例の改正というふうに理解してよろしいかと思います。

官報と比較すると表現が若干異なるところもあるんですが、これは条例でそういう文言を用いているからであって、政令の改正に基づくとところの改正とほぼ軌を一にしていると、そういう理解でよろしいですね。

保健体育課長 はい。

委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで議案第50号に関する質疑、討論は終結といたします。

これより議案第50号を採決いたします。

議案第50号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第50号は原案どおり決定いたしました。

本日の議題は以上のとおりです。

#### その他

委員長 その他に移ります。

何かございますか。

社会教育課長補佐 社会教育課です。

委員長 お願いします。

社会教育課長補佐 お手元資料の松戸市社会教育委員の提言につきましてご報告させていただきます。

第28期社会教育委員の研究テーマでございました「市民の生涯学習を支援していくための今後の方向性について」、ご提案いただいたものでございます。

今回の研究テーマは、教育改革市民懇話会懇談会の中間報告に、「松戸市民として誇りの持てる文化と教育の環境づくりを行うこと」の提言に基づくものであります。

第28期社会教育委員の皆様には、平成16年1月と2月に、市民1,500名のアンケート調査結果並びに社会教育関係団体311団体の聞き取り調査結果をもとに、平成16年8月から都合6回の研究協議を重ねていただき、今年の6月22日に提言をいただきました。

提言の内容でございますが、時間の関係で簡略にご報告させていただきたいと思っております。

大きく5点の提言がございました。

1点目は、3ページの「情報環境の整備」についてでございます。2点目は、5ページの「学校開放の現状と課題」についてでございます。3点目は、7ページの「市民の文化活動や学習活動に対するサービスを拡充するための方法」についてでございます。4点目は、9ページの「仲間を増やし、活動の質を高める」についてでございます。5点目は、「その他」といたしまして、利用料金の減免や継続ときめ細かな支援、さらに、広報まつどへの掲載やグループPRの強化でございます。

このように提言いただきましたものにつきましては、今後の社会教育の施策の中に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ただいまご報告いただいたとおりです。何かご質問はありますか。

瀧田先生、いかがですか。

瀧田委員 生涯学習といいますが、その分野で私、実践者としてしてまいりました。社会教育委員を受けているときも、生涯学習の普及は松戸市はかなり盛んであるというふうに認識していましたが、ここにも、800ばかりの団体の活動ということも明記してあります。過去、量的には十分だったと思います。

800の団体の中で、それぞれのジャンルで、ある程度のネットワークのようなものが必要だということから、情報を整理する必要があるということで、ちょうど生涯学習情報プラザを文化会館の中に設置したと思います。その活動というのはこれから非常に注目されるところで、私も評価していましたが、そこに事業の予算というものがとればいいなというふうなことまでも考えておりました。そのころ、私はちょうど教育委員の方にかわったものですから、その成り行きを気にしておりましたが、何となく生涯学習情報プラザの活躍がその後沈滞しているように拝見すると、それから、全体のアンケート結果につきまして、活動の方向としては、個人の活動という傾向にあって、今の活動で満足していて、それを広げる意欲の、パーセンテージは大きくないのかかわらず、自分に適した講座とか教室を要求しているように拝見したんですね。

市の社会教育の傾向として、スポーツも含めてそうですが、市が開催する教室の数というのは、一頃に比べると激減しているのではないかというふうに思っています。それぞれが互いに教えたり教えられたりすることが可能であろうということとはまた別に、やはり質の

高いそれぞれの講座や教室を市民は求めているのではないかというふうに思いますので、その辺が市民の自主的な活動と、それから行政がやっていけなくちゃならないところの両方のつり合い、それから、そういうものをどういうふうに情報として発信していくかということで、パソコンを見てその情報を見れば、それでいいんですよということだけでは片づかないんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、生涯学習のそれぞれの分野でのネットワークのようなものをしっかりしていかないと、個々の団体がそれぞれに好き勝手な活動をしている段階だけで終わるというのは、私はすごくもったいない気がしますので、レベルを上げていって、あるものはわざを磨き、あるものは人に教えることをし、あるものは習いながら楽しみを分かち合うというような活動の枠を、広げていくことを思わないと、ただ1人の人がこれができてうれしいと、そういう段階の生涯学習では仕方がないのではないかと思うんですが、その辺を、生涯学習情報プラザの活動に期待していましたが、今も健在なんですか。

社会教育課長補佐 文化ホールの中でやらせていただいております。ただ、こちらのプラザの関係につきましては、平成15、16、2カ年の緊急雇用の方で、国の方の助成をいただいて、しかも100%補助でやらせていただいていたものですから、現在は経費的なものがなく、ですから職員によって細々とやらせていただいております。

瀧田委員 職員さんはいらっしゃるんですね。

社会教育課長補佐 常駐はしております。社会教育課の職員が火曜日から日曜日まで常駐するようにしております。

瀧田委員 その中に子どもオフィスというのを作りましたが、子どもオフィスというのは何かの活躍をしていますか。

社会教育課主幹 平成16年度にお子さんを対象に講座とかやっていたんですが、今現在、17年度からはやっておりません。

瀧田委員 わかりました。ちょっと浦島太郎みたいな話で申しわけなかったんですが、生涯学習というのは、ただやればいいということではなくて、その学習した人そのものが財産ですから、その財産を上手に使いつみ重ねて行くと市民の要求を満たしていくんじゃないかなと思います。そんなところで、話していたらもっと長くなりますからこの辺で切りたいと思います。

委員長 社会教育に詳しい瀧田委員ですので、なかなか厳しいご意見もあろうかと思えます。教育長、この辺はどういうふうに進めていったらいいのか、お考えはありますか。

瀧田委員 教育長、教室の激減の方向だけでも……。

教育長 きょう、なぜこの資料が提出されたのか、聞いてももう一つわからなかったんですが……。

瀧田委員 社会教育課で市民の意識調査をしていらっしゃるということで、その調査結果がわかったら教えていただきたいということで……。

教育長 もう古いですよ。改めて提言するなら、もう一回調査し直してみる必要があると思います。だから生涯学習の再定義をしないと、時代はどんどん移り変わってっちゃうので。どう再定義するんだと言われてもすぐには答えは出てこないんですが。

瀧田委員 今も教育長さんがおっしゃったように刻々と変わっていて、なおかつ、このときはまだ指定管理者制度も導入されていなかったと思います。ですから、サービスについての期待というのもまた違ってきていると思いますから、改めて新しい時代の中での調査というのは早急にやってみると、また違う形の市民ニーズが出てくるんじゃないかと思います。

教育長 そうですね。

委員長 この委員会でもそうですが、松戸市の学校教育目標を議論している段階でも、言葉として生涯学習という言葉がよく出てきます。したがって、今、教育長がおっしゃったように、学校教育と社会教育の両方を見ていく中での生涯学習という位置づけが必要になるのかなと思うんですね。したがって教育長がおっしゃった生涯学習を見直す必要があるというのは、私も再定義の必要性がありそうな気がします。

教育長 アクションプランでは、はっきり言ってスローガンの域は出ていない部分もあるんだけれども、少なくとも生涯にわたって学び続ける土台をつくるのが松戸の教育ということで、それがずっと、子供たちが基礎基本を学んで成長して、大人になって社会を支えるようになったときに、自立した市民社会をしっかりと形成する自立した市民であるような理想を求めているのではなからうかなというふうに思うんですが、市民会館を使いたい、これは現実のニーズとしてあるし、大切にしなきゃいけないけれども、その辺のレベルからもうちょっと、1歩進んでもらいたいなという気はするんですね。

瀧田先生の方から理論的にしっかりと先ほど言っていたので、私は本当に感覚的な言葉でしか言っていないけれども、そういうことから再定義していかなきゃいけないんじゃないかと思います。

委員長 本日は、ご報告いただいたことに対し委員の皆さんからご意見を伺ったというふうにご理解ください。

ご報告は1点ですが、ほかに。ありますか。

学校教育担当部長 先日起りました第六中学校の生徒の水難事故についてご報告をさせていただきます。

教育委員の皆様には一報、二報あるいは報道等でご承知とは存じますが、第六中学校3年男子生徒が川遊びの結果、水死体で発見されるという痛ましい事故が起こりました。

先月、7月29日の土曜日でございますけれども、午後2時30分ごろ、仲間3人で江戸川の河川敷に遊びに行ったうち、2人の生徒が川にはまって、1人は自力で岸に上がりましたが、もう1人は行方不明になるという事故が発生しました。場所は、古ヶ崎中学校付近の江戸川でございます。引き潮で水が引くと砂底の部分が見えるような場所で、そこで遊んでいたところの事故でございます。

事故発生後、すぐに119番通報しまして捜査が始まったわけですが、29日は夜9時まで警察と消防による捜査、翌30日からは機動隊のスキューバー隊も含めた懸命な捜査活動が行われたところでございます。

この間、学校におきましては、30日の日曜日、全校集会及び臨時保護者会を開催し、事故の概要説明と今後の対策について校長の方から話をいたしました。教育委員会といたしましても、当該校長を支援するとともに、すぐにスクールカウンセラーを配置いたしました。特に現場に居合わせた2人の生徒の心のケアについて配慮をしたところでございます。また、学校とともに現場に教育委員会の職員を配置いたしまして、捜査状況の把握に努めました。

大変残念なことに、事故から3日後の8月1日火曜日午前5時45分ごろ、事故発生現場から約300メートル下流で水死体として発見されました。この日はこの生徒の誕生日だったということでございます。

長期休業前には、必ず水難事故を含めた事故防止の指導を、教育委員会あるいは各学校とも行ってきたところなんです。大変残念な結果となってしまいました。教育委員会といたしましても、夏季休業中とはいえ、各学校に機会をとらえて児童・生徒に指導するように、事故防止の徹底という通知を出させていただきました。二度とこのような痛ましい事故が起こらないように、水難事故ばかりではなく、交通事故防止、危険な遊び防止など、子供の安全が守れるように全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それに関連してちょっとお尋ねしてよろしいですか。学校プールが社会問題化しています。

それについて何かございますか。

保健体育課長 7月31日に埼玉県内の例の市営プールで児童が死亡するという事故が起きまして、それを受けまして、1日付で各学校に、「水泳等の事故防止の徹底について」という通知を作成しまして配布しました。そのときは、先にファクスですぐに送りまして、文書は後からということで、同じ文書ですけれども、とにかく8月1日付ということで通知したところです。

そのときに、県の方からも事務連絡で、同じような形で「水泳等の事故防止の徹底について」の依頼文が来ましたので、それもつけまして、プール排水口の安全について以下の点検を行うことということで、ふたの設置の有無の確認をする、それから、ふたがない場合あるいは固定されていない場合には教育施設課に連絡を入れて早急に対処する。なお、固定については、目視、目で見ただけではなくて、必ず触診、さわって、あるいはたたいたりして、確認しなさいと。その他のプールの施設等につきましても同様とするということで、何かあったらということで教育施設課の電話番号を書きまして、1つ。

それから、安全点検は、プール開始時のみではなく、常時点検を行うこと。3つ目として、児童・生徒に対し水泳時の安全確保について指導徹底することということで、これは、今、部長の方からありましたけれども、そちらの方の水の事故等も含めまして、作成しまして配布したところです。

その次の日に県の方から調査が来まして、排水口のふたの固定等につきましてありまして、再び早急に各学校に、ふたの有無、ふたというのは、ふたがあってその中に金網みたいな二重の安全ということで、それが2つちゃんとあるかどうかということの調査です。松戸市では過去に同じような事故がありましたので、全部きちんと整備されてはいたんですが、もう一度確認ということで出しました。

なお、学校の水泳に関しましては、今の時期、学校の方も夏休み中の水泳教室が終わってしまった状況がありまして、使用していない学校がほとんどだったので、事故ということに直接つながることはなかったんですが、とにかくすぐに調べてもらいました。

結論から言いますと、松戸市の小・中学校、高等学校、不備な学校は一つもありません。ということでゼロです。ふたはしっかり固定されているし、その中のさらにもう一つの金網等もしっかりとついているということで、結果としてはそうなっています。

ただ、県の方に報告する段階で、1校だけ確かめられなくて不明だった学校がありまして、不明の学校は、ついていない方にカウントしろというふうに言われましたものですから、そ

れがきのうの5時までだったんです。とりあえずそれでカウントして出しました。ところが、きょうの段階でもう一度検査しましてゼロで、県に報告しましたけれども、1でデータ的には上がってしまっているんですけども、今申し上げましたように結果的にはゼロということで、小・中・高すべて完全に大丈夫だというふうな形でなっております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

スポーツ課長補佐 スポーツ課で管理しているプールは公営プールとして3施設ございます。運動公園プール、中央公園プール、それから新松戸プールの3施設を管理しております。これは事件があった後すぐ、委託先であります株式会社東宝クリーンサービスより排水口等の確認をして、安全の報告が来ておりましたが、施設担当の係長を初め職員が自分たちで確認するということで、ゴーグルと海水パンツで職員が自ら潜って確認し、安全基準についてはすべてクリアしております。

ただ、今後、施設の安全基準はクリアしてはいますが、フェンス越しにカメラを持った不審者が出るという報告が来ておりますので、今後監視体制の強化を指導していきたいと思っております。

以上です。

委員長 どうもありがとうございました。

この件は、先ほど言いましたが、社会問題となっておりますので、松戸市としても、あるいは教育委員会としてもしっかり確認しておく必要があると思っております。どうもありがとうございました。

そのほか何か報告事項はございますか。よろしいですか。

それでは、最後に次回の教育委員会会議の日程についてお諮りします。事務局で何か予定がありますか。

企画管理室長 平成18年9月定例会でございますが、9月14日木曜日午後3時から、こちら5階会議室で開催したいと思います。

委員長 先生方、それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは確認いたします。次回教育委員会会議は、9月14日木曜日午後3時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成18年 8 月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 2 5 分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員